



沖縄県諮問農第17号

一般社団法人沖縄県農業会議

農地法施行規則（昭和27年10月20日農林省令第79号）第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」（以下「集落接続」という。）の沖縄県における運用について、次案のとおり見直しの要否を諮りたいため、意見を伺います。

諮問件数 1 件、別紙のとおり

令和5年2月28日

沖縄県知事 玉城 康裕

